

開発審査会提案基準 第 1 4 号
(都市計画法施行令第 2 9 条の 9 第 6 号に基づく指定区域内での自己居住用住宅の建築)

都市計画法施行令第 2 9 条の 9 第 6 号に基づく指定区域内での自己居住用住宅の建築に係る「法第 3 4 条第 1 4 号」又は「令第 3 6 条第 1 項第 3 号ホ」の運用については、次に掲げる要件を満たすと認められる場合に提案するものとする。

- 1 土地及び建築物については、次に掲げるいずれかの要件を満たすものであること。ただし、「都市計画法施行令第 2 9 条の 9 各号に掲げる区域を含まないこと」は「都市計画法施行令第 2 9 条の 9 各号（第 6 号を除く）に掲げる区域を含まないこと」と読み替えるものとする。
 - ア 鹿兒島市市街化調整区域における住宅建築等に関する条例（平成 1 6 年条例第 1 0 3 号）第 2 条第 7 号、第 3 条、第 4 条第 2 号、及び第 5 条の規定を満たすもの。
 - イ 開発審査会提案基準第 1 3 号（既存宅地）の規定を満たすもの。
- 2 安全上及び避難上の対策として、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
 - ア 床面の高さが想定浸水深以上となる居室を設けること。
 - イ 避難計画を作成し、提出すること。

開発審査会提案基準取扱い要領 第 1 4 号関係

- (1) 基準第 2 項イの「避難計画」には、以下の内容を記載すること。
 - ア マイタイムライン
 - イ 避難所、避難経路及び避難手段
 - ウ 敷地周辺の災害リスクその他必要な事項
- (2) 建築物には、鹿兒島市宅地開発に関する条例（平成 1 9 年条例第 2 3 号）第 1 7 条に該当する場合を除き、雨水流出抑制施設を設置するとともに、雑排水については、合併処理浄化槽を設置すること。